

令和4年度

宇佐市農業委員会
第10回(1月)定例総会議事録

宇佐市農業委員会

宇佐市農業委員会第9回定例総会会議録

令和5年2月6日(月)午前9時30分より宇佐市役所本庁23会議室において会長が第10回(1月)定例総会を招集した。

本日の出席委員は次の通りであった。

議長 菅原 維範 会長

1番 赤坂 州男 委員	2番 安倍 隆司 委員	3番 西 時行 委員
4番 久保 公志郎 委員	5番 永松 徳章 委員	6番 安部 仲雄 委員
7番 萩原 久邦 委員	8番 久保田 昭廣 委員	10番 川谷 正一 委員
11番 佐藤 俊徳 委員	12番 河野 一雄 委員	13番 永岡 卓巳 委員
14番 丹生 猛 委員	15番 塚崎 正和 委員	17番 池田 雅彦 委員
18番 安藤 宝太 委員		

欠席委員

9番 安部 正博 委員 19番 阿部 善浩 委員

事務局

石川事務局長、山崎農政係総括、遠嶋農地係総括、農政係渡邊主幹

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2	議案	第59号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案	第60号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案	第61号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案	第62号	非農地証明願について
	議案	第63号	農用地利用集積計画(案)の決定について
	議案	第64号	農用地利用配分計画(案)に対する意見について
	報告	第27号	農地法第3条の3の規定による届出について
	報告	第28号	農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の 解約通知について
	報告	第29号	2a未満の農業用施設用地への転用の届出について
	報告	第30号	宇佐市農地賃貸料情報について

事務局 長 (あいさつ)

定刻となりましたので、ただ今から令和4年度第10回1月の定例総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は19名中17名で、宇佐市農業委員会会議規則第10条の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、会議規則第8条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、菅原会長にお願いいたします。

議 長 (あいさつ)

それでは、これより議事に入ります。

まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

宇佐市農業委員会会議規則第41条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 それでは、議事録署名委員は、15番 塚崎 正和 委員、17番 池田 雅彦 委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の渡邊主幹を指名いたします。以上で、日程第1を終わります。

それでは、日程第2の議案第59号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題に供します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの 地区別各条申請総括表をお開きください。

議案第59号3条許可申請は15件で、地区毎の内訳は、長洲地区3件、17筆、12,760㎡、宇佐地区1件、3筆、4,243㎡、駅川地区3件、20筆、11,403㎡、四日市地区3件、4筆、2,286㎡、安心院地区4件、21筆、14,367㎡、院内地区1件、5筆、7,085㎡となっています。

2ページをお開きください。

議案第59号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条第1項及び同法施行令第3条第1項の規定にり、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和5年2月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

3ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

売買による所有権移転です。

事務局 譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

長洲地区 番号2 【議案書番号長洲2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

長洲地区 番号3 【議案書番号長洲3朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、営農開始する譲受人が農地を取得するものです。

5ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

6ページをお開きください。

駅川地区です。

番号1と2は同じ譲受人で関連がありますので、一括して説明させていただきます。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

駅川地区 番号2 【議案書番号駅川2朗読】

売買による所有権移転です。

番号1は、譲渡人が遠方在住で管理困難なため、番号2は、高齢で労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

駅川地区 番号3 【議案書番号駅川3朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、譲受人が運営する障害者施設の利用者の就労支援事業に利用するため農地を取得するものです。

8ページをご覧ください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

事務局

番号2と3は同じ譲受人で関連がありますので、一括して説明させていただきます。

四日市地区 番号2 【議案書番号四日市2朗読】

四日市地区 番号3 【議案書番号四日市3朗読】

売買による所有権移転です。

番号2は、譲渡人が遠方在住で管理困難なため、番号3は、高齢で労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

9ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

安心院地区 番号2 【議案書番号安心院2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

安心院地区 番号3 【議案書番号安心院3朗読】

贈与による所有権移転です。

兄から弟へ農地を贈与するものです。

10ページをお開きください。

安心院地区 番号4 【議案書番号安心院4朗読】

贈与による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

12ページをお開きください。

院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】

売買による所有権移転です。

譲受人の要望により、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

以上、全件とも担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議 長 　ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区お願いします。

久保田地区審会長 　はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。
長洲・宇佐地区審議会を令和5年2月1日午前9時30分より、本庁2階25会議室において、農業委員5名中4名、農地利用最適化推進委員6名中6名出席のもと開催いたしました。
議案第59号「農地法第3条の規定による許可申請について」
長洲地区3件、宇佐地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 　駅川・四日市地区お願いします。

赤坂地区審会長 　はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。
駅川・四日市地区審議会を令和5年2月2日午前9時より、本庁2階23会議室において、農業委員7名中7名、農地利用最適化推進委員13名中13名出席のもと開催いたしました。
議案第59号「農地法第3条の規定による許可申請について」
駅川地区3件、四日市地区3件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 　安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 　はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。
安心院・院内地区審議会を令和5年1月31日午前10時より、安心院支所 視聴覚室において、農業委員7名中7名、農地利用最適化推進委員11名中9名出席のもと開催いたしました。
議案第59号「農地法第3条の規定による許可申請について」
安心院地区4件、院内地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決

定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第59号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第59号は原案のとおり許可することに決定いたしました。
次に、議案第60号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。
それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの総括表をお開きください。
議案第60号4条許可申請は2件で、地区毎の内訳は、四日市地区2件、2筆、799㎡となっています。

13ページをお開きください。
議案第60号「農地法第4条の規定による許可申請について」
農地法第4条第1項及び同法施行令第7条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。
令和5年2月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

14ページをお開きください。
四日市地区です。
四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】
農業用施設としての転用ですが、すでに平成18年から農業用倉庫を建築して利用しています。今回、事後になります。追認の申請を行うものです。申請人からはこのことについて深く反省している旨の始末書が添付されています。
立地基準としては、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地で、農用地区域内農地に該当すると考えます。農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることから許可することができるものと考えます。

事務局 四日市地区 番号2【議案書番号四日市2朗読】

農業用施設としての転用ですが、すでに令和4年5月から農業用倉庫を建築して利用しています。今回、事後になります。追認の申請を行うものです。申請人からはこのことについて深く反省している旨の始末書が添付されています。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。申請に係る農地を農業用施設として整備することから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審議会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第60号「農地法第4条の規定による許可申請について」

四日市地区2件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第60号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案60号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に議案第61号「農地法第5条の規定による許可申請につい

議長 「て」を、議題に供します。
それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。
議案第61号5条許可申請は2件となっています。
地区ごとの内訳は、駅川地区1件、2筆、882㎡、安心院地区
1件、1筆、804㎡となっています。

15ページをお開きください。
議案61号「農地法第5条の規定による許可申請について」
農地法第5条第1項及び同法施行令第15条第1項の規定によ
り、別紙のとおり申請があったので審議を求める。
令和5年2月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

16ページをお開きください。
駅川地区です。
駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】
売買による所有権移転です。
建売住宅としての転用で、建売住宅2棟を建築する計画です。
立地基準としては、道路等によって区画された地域の面積に占
める宅地の面積の割合が40%を超えることから第3種農地に該当す
ると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができると
なっております。

17ページをお開きください。
贈与による所有権移転です。
農家住宅への転用で、自己住宅を建築する計画です。
立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の
農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住
する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されること
から、第1種農地の許可の例外基準に該当すると考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準
運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべ
てを満たすと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補
足説明をお願いします。

駅川・四日市地区お願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第61号「農地法第5条の規定による許可申請について」

駅川地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第61号「農地法第5条の規定による許可申請について」

安心院地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第61号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第61号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に議案第62号「非農地証明願について」を、議題に供します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案書1ページの総括表をお開きください。
議案第62号非農地証明願は、10件で、地区ごとの内訳は、
長洲地区1件、1筆、337㎡、駅川地区1件、2筆、263㎡、四
日市地区3件、3筆、871㎡、安心院地区4件、14筆、18,948
㎡、院内地区1件、2筆、487㎡となっています。

18ページをお開きください。
議案第62号「非農地証明願について」
農地法第2条第1項の対象とならない土地について、非農地証
明の願出があったので審議を求める。
令和5年2月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

19ページをお開きください。
長洲地区です。
長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】
農地法施行以前の明治10年頃から宅地の一部として利用して
いるため非農地証明願を行うものです。

20ページをお開きください。
駅川地区です。
駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】
昭和41年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証
明願を行うものです。

21ページをご覧ください。
四日市地区です。
四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】
昭和29年頃から宅地として利用しているため非農地証明願を
行うものです。

四日市地区 番号2 【議案書番号四日市2朗読】
平成12年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証
明願を行うものです。

四日市地区 番号3 【議案書番号四日市3朗読】
昭和60年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証
明願を行うものです。

22ページをお開きください。
安心院地区です。
安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

事務局 昭和40年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

安心院地区 番号2 【議案書番号安心院2朗読】

平成元年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

安心院地区 番号3 【議案書番号安心院3朗読】

昭和61年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

安心院地区 番号4 【議案書番号安心院4朗読】

昭和61年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

24ページをお開きください。

院内地区です。

院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】

昭和42年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

以上、担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、非農地化していること、農地法第51条の規定による処分の対象となっていないことが確認できましたので非農地証明の発行基準に該当しているものと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第62号「非農地証明願について」

長洲地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第62号「非農地証明願について」

駅川地区1件、四日市地区3件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第62号「非農地証明願について」

安心院地区4件、院内地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第62号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第62号は原案のとおり証明書を発行することに決定いたしました。

次に、議案第63号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」を、議題に供します。

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 25ページをお開きください。

議案第63号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より別紙のとおり農用地利用集積計画(案)の決定について依頼があっ

事務局 たので審議を求める。

令和5年2月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

26ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集積計画は集計表 朗読】

内容につきましては、27ページ以降のようになっております。続きまして、32ページをお開きください。農地中間管理事業による利用権設定です。

【集積計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、33ページ以降のようになっております。続きまして、46ページをお開きください。農地売買等支援事業による所有権移転です。

【所有権移転は集計表 朗読】

詳細につきましては、47ページ以降のようになっております。以上、計画の内容は、市の基本構想に適合すること、利用権の設定を受ける者が、農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、必要な農作業に常時従事すること等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。

ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長

はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第63号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。

農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

よって、当地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議長 駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長

はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第63号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

赤坂地区審会長 農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。

農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第63号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。

農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

事 務 局 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第63号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第63号は原案のとおり決定し、市長にその旨を通知いたします。

次に、議案第64号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 53ページをお開きください。
議案第64号「宇佐市農用地利用配分計画（案）に対する意見について」

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく同法第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画（案）について市長より意見聴取の依頼があったので審議を求める。

令和5年2月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
54ページをお開きください。合計を読み上げます。

【配分計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、55ページ以降のようになっております。先ほどの農用地利用集積計画（案）で農地中間管理機構が貸手から借受けた農地を、この農用地利用配分計画（案）にて担い手へ貸付ける内容です。これは、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農業委員会の意見を聴くものとされています。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ありがとうございます。
ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第64号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」

市長より依頼があり、長洲地区、宇佐地区の農用地利用配分計画(案)の内容について審議いたしました。

当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第64号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」

市長より依頼があり、駅川地区、四日市地区の農用地利用配分計画(案)の内容について審議いたしました。

当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第64号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」

市長より依頼があり、安心院地区、院内地区の農用地利用配分計画(案)の内容について審議いたしました。

当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第64号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第64号は原案のとおり承認しました。以上で審議案件は終了いたしましたので、報告事項に入ります。報告第27号から30号を一括して事務局より説明願います。

事務局 それでは、一括してご報告させていただきます。

68ページをお開き下さい。

報告第27号「農地法第3条の3の規定による届出について」

農地法第3条の3第1項及び同法施行規則第21条の規定による届出については受理したので、ここに報告する。

令和5年2月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

内訳は69ページからの10件がございました。

地区別の内訳は、長洲地区2件、9筆、20,674㎡、四日市地区2件、15筆、22,536㎡、安心院地区3件、27筆、29,751㎡、院内地区3件、9筆、8,764㎡となっております。

内容につきましては記載のとおりでございます。登記等も確認できましたので、事務局で確認し、全件とも受理いたしました。

77ページをお開き下さい。

報告第28号「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約通知について」

事務局 農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による通知があったので、ここに報告する。

令和5年2月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

内訳は78ページからの10件がございました。地区毎の内訳は、宇佐地区2件、14筆、13,774㎡、駅川地区5件、28筆、23,881㎡、四日市地区3件、5筆、12,723㎡となっています。

内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたしました。

84ページをお開きください。

報告第29号「2a未満の農業用施設用地への転用の届出について」

農地法施行規則第29条第1号（農業用施設用地）として転用の届出があったので、ここに報告する。

令和5年2月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

内訳は85ページからの1件がございました。地区毎の内訳は、長洲地区1件、1筆、63㎡となっております。

内容につきましては記載のとおりでございます。農地法施行規則第29条の規定により農地の転用の制限の例外となっており、許可を要しない案件でありますので、申請内容等確認し、事務局で受理通知を交付いたしました。

86ページをお開きください。

報告第30号「宇佐市農地賃借料情報について」

農地法第52条の規定により、別紙のとおり農地の賃借料の情報を提供するにあたり、ここに報告する。

令和5年2月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

87ページをお開きください。

内容は、令和4年1月から令和4年12月までに公告された賃貸借のデータを集計したもので87ページと88ページのとおりです。物納の場合は、令和4年産のヒノヒカリ二等の農協買取り価格に換算しています。情報提供につきましては、ホームページ及び農業委員会だよりにて提供する予定です。

地区審議会の時から2点訂正がありますので報告いたします。

87ページの3行目の「なお、賃借料については対象農地の状況等により、当事者双方により協議して決定されたものです。」と一番下に注意書きとして記載されていたものを本文に入れ込む形で強く伝えていきたいと思っております。また、表の中にあります地域名について、「旧宇佐市・旧院内町・旧安心院町」の表記をしていましたが、合併から18年が経過しているとのご意見をいただ

事務局 き「宇佐地域・院内地域・安心院地域」と訂正しています。88ページについても同様に訂正しています。

以上で報告の説明を終わります。

議長 ただ今の報告第27号から28号について、質問、意見等、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 質問等もないようですので、以上をもちまして本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。
その他の件について、発言があれば挙手をお願いいたします。

久保田地区審会長 よろしいでしょうか。

議長 はい、どうぞ。

久保田地区審会長 はい、8番 久保田です。
地区審議会から「人・農地プラン」の話が良く出てます。内容が、あまりに難しく「農業委員に推進をなささい」「集積も県と市と農業委員に課せられた義務」のようになっている。掘り下げた勉強会を行ってくれませんか？解釈が出来ていない方が多数います。私も全部は知りません。どこまで農業委員がまとめて話を地域に流すのか？そういう話を今後、令和6年の8月で一応、計画が立つと思いますが、それまでに、どのような行動を取るのか？と地区審議会では説明はありましたが、まず、農業委員への勉強会、セミナーを行って欲しいです。我々は、何をしないといけないのかが分からないので、お願いします。

議長 今の久保田君の意見に対しまして、他の関連する意見はございませんか？

(発言なし)

議長 では、委員の皆さんは、説明会を行うことは賛成でしょうか？

(全員賛成)

議長 はい、出来るだけ詳しく分かっていたら、そうでないと後2年しかないので大変苦労すると思います。大変でしょうが、事務

局は、その段取りをお願いしたいのですが、よろしいでしょうか？

事務局 ありがとうございます。今の久保田地区審会長からの意見は、ズバリと思います。私達、事務局も大分県の中の自治体ごとで大きな差があるのは事実なんです。やはり熟度が重ならないと。この内容は本当に農地を10年後にどうするのか？というのを考えていくという動作が自治体でもあります。なので、ずーっと農林水産省へ対して幾度となく一問一答、今でも投げかけています。今、我々が習熟している情報では、「全て農業委員・農地委員の方に還元して」そして、「農業委員会・農地委員こそが、この場を持って地域計画を作っていく」この道しか残されていないということ。このことについては、農業委員会事務局長会議等で、他市の事務局長と語ることが多いです。本当に、去年にも増して今年、今年にも増して来年と依頼を何度も何度も重ねることが心苦しいですが、マイナスのイメージでなく、苦しい中でもキラキラした笑顔で10年後、20年後の未来を描ける。キラキラした笑顔で目指す目標地域・地域計画を皆様のご協力を得ながら描いていきたいと思っております。どうぞ、よろしく願いいたします。そのような内容のセミナー（勉強会）を年度末、年度代わりの時に計画いたしまして、ご案内したいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。以上です。

議長 今、事務局から前向きな話がありました。大変忙しい時期ですが、皆さんが、もう少し詳しくなって地域を立ち上げることが大事なことだと思いますので、どうかこの意見については承知の程よろしく願いします。

それでは、事務局から連絡事項等があればお願いします。

事務局 来月2月の令和4年度第11回定例総会は、3月6日月曜日、午前9時30分から本庁2階23会議室で行う予定にしておりますので、よろしく願いします。
なお、欠席をされる場合は、地区審議会も含め、早めのご連絡をくださるようお願いいたします。

議長 それでは、以上をもちまして、宇佐市農業委員会第10回定例総会を閉会いたします。

午前10時28分閉会

以上会議の次第を記録し事実と相違ないことを証するため、記名捺印する。

令和5年2月6日

議 長 菅原 維範 ⑩

署名委員 塚崎 正和 ⑩

署名委員 池田 雅彦 ⑩